

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公表番号】特表2014-504312(P2014-504312A)

【公表日】平成26年2月20日(2014.2.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-009

【出願番号】特願2013-541455(P2013-541455)

【国際特許分類】

C 09 K 11/64 (2006.01)

F 21 V 9/16 (2006.01)

H 01 L 33/50 (2010.01)

F 21 Y 101/02 (2006.01)

【F I】

C 09 K 11/64

F 21 V 9/16 1 0 0

H 01 L 33/00 4 1 0

F 21 Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

$6 \mu m$ 以上の平均粒子径分布 d_{50} を持ち、組成式が $(Ba_{1-x-y-z}Sr_xCa_yEu_z)_2Si_{5-a-b}Al_aN_{8-a-4b}O_{a+4b}$ で表される材料であつて、
 $0.3 \leq x \leq 0.9$ 、 $0.01 \leq y \leq 0.04$ 、 $0.005 \leq z \leq 0.04$ 、 $0 \leq a \leq 0.2$ 、且つ、 $0 \leq b \leq 0.2$ である、材料。

【請求項2】

$0.02 \leq y \leq 0.04$ である、請求項1記載の材料。

【請求項3】

$0.35 \leq x \leq 0.8$ である、請求項1又は2に記載の材料。

【請求項4】

$0 < b \leq 0.2$ である、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の材料。

【請求項5】

平均粒子径を大きくするための、窒化ケイ素材料におけるカルシウムの使用であつて、前記材料が、 $M_2Si_{5-a-b}Al_aN_{8-a-4b}O_{4a+b}$ の構造を持つ、
 M は、二価の金属イオンであり、

$0 \leq a \leq 0.2$ 、且つ、 $0 \leq b \leq 0.2$ である、窒化ケイ素材料におけるカルシウムの使用。

【請求項6】

請求項1乃至4のいずれか1項に記載の材料のための、請求項5記載の使用。

【請求項7】

請求項1乃至4のいずれか1項に記載の材料を有する、発光構造体。

【請求項8】

請求項1乃至4のいずれか1項に記載の材料を有する、及び/又は、請求項5又は6に記載の使用を用いる、及び/又は、請求項7記載の発光構造体を有する、システムであつ

て、前記システムは、以下のアプリケーション、
オフィス照明システム、
家庭用アプリケーションシステム、
店舗照明システム、
家庭照明システム、
アクセント照明システム、
スポット照明システム、
シアター照明システム、
光ファイバーアプリケーションシステム、
投射システム、
自己照明ディスプレイシステム、
ピクセル化されたディスプレイシステム、
セグメント化されたディスプレイシステム、
警告標識システム、
医療用照明アプリケーションシステム、
標識システム、
装飾用照明システム、
携帯システム、
自動車用アプリケーション、
温室照明システム
のうち、1又は複数において使用される、システム。